

土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」
基準（案）、基準の運用（案）並びに、基準及び運用の解説（案）
に関する意見・情報募集結果について

平成 15 年 2 月

**土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」
に関する意見・情報募集の結果について**

平成14年11月22日開催の食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会
平成14年度第2回技術小委員会の後、基準の改定（案）について12/5～12/25の期間に農
林水産省のホームページに掲載し、一般からの意見・情報（パブリックコメント）を募集しました。

提出された意見・情報は、基準の運用（案）及び基準及び運用の解説（案）に係るものでした。そ
の概要等については以下のとおりです。

【第1章 総論】

意見の概要	対応方針（案）
-	-

【第2章 調査】

意見の概要	対応方針（案）
参考資料15ページ表-2.3.1最下段右欄「地質構造の推定」について、原文では電気探査で地質構造そのものが判明するとの誤解を招く恐れがある。「地質構造及び地下水文構造の推定」と変更提案。	地質構造の推定は、2次元比抵抗電気探査に対する目的ではなく、物理探査全体の目的の一つとして掲げられていますので原案どおりとします。なお、誤解のないよう記載することといたします。
参考資料17ページ表-2.3.1地下水調査の透水試験の右欄「透水係数の概略の把握及び地下水流動量の把握」について、流動量そのものを把握するのは非常に難しい。「透水係数の概略の把握及び地下水賦存量の把握」と変更提案。	意見を踏まえ、「透水係数や地下水賦存量の概略の把握」とします。
参考資料19ページ表上欄の項目表示分調査の目的は欄内内容との食い違いが大きいので「設計・効果の対象施設」と変更提案。	意見を踏まえ、「調査の目的及び対象施設」とします。

【第3章 計画】

意見の概要	対応方針(案)
<p>参考資料 26 ページ、基準の運用下から 4~3 行目の地質的要素について、地質とだけ言えば地殻構成分子のみを指すように誤解を招くので「地形地質及び地下構造的要素」と変更提案。</p>	<p>地質的要素には、地下構造も含まれます。基準及び運用の解説で具体的に示していますので、原案どおりとします。</p>
<p>参考資料 27 ページ、地すべりの素因・誘因の解明 1、2、13 行目「岩質的な」について、硬く堅硬なイメージが強すぎるので「地質的な」と変更提案。</p>	<p>地質には、構造的素因も含まれますので、「岩質的・土質的素因」とします。</p>
<p>参考資料 27 ページ、9 行目 構造的素因の文末にキャップロックの存在をつけ加える。「また、キャップロック等が存在すれば、気象的な要素に左右されることなく地下水の供給を受けることになり、地すべりが発生しやすい条件を備えていることになる。」</p>	<p>ここでの構造的素因は、地殻変動の応力を受けている所としています。キャップロック型地すべりは地下水の影響が大きいので地すべりの誘因と考え、原案どおりとします。</p>
<p>参考資料 30 ページ、右欄上から 3~4 行目「推定する。」について、表題に合わせて強い言い方が必要。「把握することが重要である。」と変更提案。</p>	<p>意見を採用。「把握することが重要である。」とします。</p>
<p>参考資料 30 ページ、右欄上から 13 行目「地下水の在り方が」について、「地下水の性状を把握することが」と変更提案。</p>	<p>意見を踏まえ、「地下水の在り方」は「地下水の賦存状態」とします。</p>
<p>参考資料 31 ページ、上から 2 行目「亀裂」について、亀裂の種類を明記すべきで、「引張亀裂」と変更提案。</p>	<p>意見を採用。「引張亀裂」とします。</p>
<p>参考資料 31 ページ、上から 3 行目「亀裂」について、亀裂の種類を明記すべきで、「圧縮亀裂」と変更提案。</p>	<p>意見を踏まえ、地すべり下端部の亀裂は「圧縮・せん断亀裂」とします。</p>
<p>参考資料 31 ページ、上から 11 行目「工法選定に役立つ。」について、「工法選定や位置決定に役立つ。」と変更提案。</p>	<p>意見を踏まえ、「地すべり防止対策の工法選定や施設の配置計画に役立つ。」とします。</p>
<p>参考資料 31 ページ、図下文上から 2 行目「関係を明らかにし、」について、「関係を推定し、」と変更提案。</p>	<p>地形図及び現地踏査の段階で透水層、不透水層の区分、その分布及び関係を明らかにすることにより以降の詳細な調査を実施できるものと考えますので原案どおりとします。</p>

意見の概要	対応方針（案）
<p>参考資料 31 ページ、図下文上から 2～3 行目「性状を把握する。」について、「性状を想定する。」と変更提案。</p>	<p>地盤の性状を把握することにより以降の詳細な調査を実施できるものと考えますので原案どおりとします。</p>
<p>参考資料 31 ページ、図下文上から 3～4 行目「地域の水文環境を明らかにする。」について、「地域全体の水文環境を推定する。」と変更提案。</p>	<p>地下水の露頭から、水文環境を明らかにすることにより以降の詳細な調査を実施できるものと考えますので原案どおりとします。また、地域は地すべり等防止法による地域をいいますが、地域外も調査の対象となる場合もございますので地区とします。</p>
<p>参考資料 33 ページ、上から 4 行目「持っており安定度も」について、「持っており地すべり機構や安定度も」と変更提案。</p>	<p>固有のすべり面と活動特性が地すべり機構でありますので、原案どおりとします。</p>
<p>参考資料 33 ページ、上から 12 行目「考慮した重要度」について、「考慮した保全対象の重要度」と変更提案。</p>	<p>意見を採用。「考慮した保全対象の重要度」とします。</p>
<p>参考資料 40 ページ、右欄 の文中上から 8 行目「観点から抑制工中心」について、「観点から地すべり発生の重大な要因とされる間隙水圧を常時減少させる抑制工中心」と変更提案。</p>	<p>抑制工は間隙水圧を減少させる工種ばかりでなく、侵食防止や斜面改良も含まれますので原案どおりとします。</p>
<p>参考資料 54 ページ、右欄上から 10 行目「地すべりを助長」について、「建設に当たっては地すべりを助長」と変更提案。</p>	<p>ここでは、貯水池の建設ではなく建設計画について記載していますので原案どおりとします。</p>
<p>参考資料 54 ページ、右欄上から 11 行目「十分慎重な」について、「また、地すべり発生による重大な被害を防ぐ十分な計画が確立されているなどの十分慎重な」と変更提案</p>	<p>貯水池の建設計画の際には、地すべりを発生させないためにそれを助長、誘発しないように十分慎重な検討が必要であるとしています。地すべりが発生する想定での記載ではありませんので原案どおりとします。</p>
<p>参考資料 63 ページ、表 -3.4.1 回数欄 他の観測孔 移動杭の豊水時において「2回/年」とあるが「2回/月」の間違いではないか？</p>	<p>意見を踏まえ、観測回数は検討します。観測回数は一概に定められませんので、ここでは参考回数とし、地すべりの移動量や融雪期・梅雨・台風などの多雨時や移動の状況に応じて観測を行うものとしします。</p>

意見の概要	対応方針（案）
<p>参考資料 66 ページ、基準に施設の維持管理がこれから大きな問題となり得ることから、予備的に文末に以下をつけ加えるべきと考えます。「地下水排除工の効果の持続性については、主要排水の水質を検査し、鉄分等の含有量によっては将来の維持管理計画に役立てる場合もある。」</p>	<p>鉄分含有量を含む排水の水質と目詰まりについては、全国的な調査を実施することとしております。その結果を待って、別途作成する一般的な技術解説・標準的な計画設計事例・その他参考となる事項を記載した技術書に追記することとします。</p>
<p>参考資料 70 ページ、基準に施設の維持管理がこれから大きな問題となり得ることから、予備的に文末に以下をつけ加えるべきと考えます。「地下水排除工の管理体制を計画するためには、主要な排水の水質検査結果を参考にすることもある。」</p>	<p>鉄分含有量を含む排水の水質と目詰まりについては、全国的な調査を実施することとしております。その結果を待って、別途作成する一般的な技術解説・標準的な計画設計事例・その他参考となる事項を記載した技術書に追記することとします。</p>
<p>参考資料 71 ページ、上から 7 行目に「沈下」をつけ加える。</p>	<p>意見を採用。「(継目・食い違い、傾動・転倒、沈下・埋没)」とします。</p>
<p>参考資料 71 ページ、上から 8 行目の「孔詰り、地下水位の上昇、」について、「孔詰りによる地下水位の上昇や」と変更提案</p>	<p>地下水位の上昇は地下水排除工の孔詰りだけが原因ではないので、原案どおりとします。</p>
<p>参考資料 71 ページ、下から 4 行目の「インパー線のたわみ・引っかけり」について、「インパー線の余裕分の確保、保護パイプのたわみ・引っかけり」と変更提案</p>	<p>意見を踏まえ、「インパー線の余裕分の確保」を追加することとします。また、インパー線のたわみ・引っかけりが直接の観測障害を引き起こすものでありますので、保護パイプのたわみによってもインパー線に影響を及ぼすこともございますが、保護パイプの部分については原案どおりとします。</p>
<p>参考資料 71 ページ、下から 1 行目に「指示数値の余裕と耐用年数の確認」をつけ加えることを変更提案</p>	<p>意見を踏まえ、(2) 諸観測施設の維持管理の文中に記載することとします。「諸観測施設により、工事完了後も地すべり防止効果の経年変化を把握することが必要であり、諸観測施設についても指示数値の余裕と耐用年数を確認し、以下の点に留意して保守点検を行う。」とします。</p>
<p>参考資料 73 ページ、下から 3 行目に とし「パイプひずみ計の指示数値が概ね 10,000 マイクロストレンを超えると信頼性に欠ける場合が多い。また、設置後 3 年を経過した場合も同様である。このような場合には、観測地点の重要度によって再設置を検討する。」をつけ加えることを変更提案</p>	<p>パイプひずみ計に限らず、観測機器は耐用年数と指示数値の範囲を超えるものについては信頼性を欠くと考えられます。(2) 諸観測施設の維持管理の文中に「指示数値の余裕と耐用年数を確認」を記載することとしましたので、原案どおりとします。</p>

